

新型コロナウイルス関連情報（非常事態宣言下における移動制限）

令和2年11月9日

11月6日、ポルトガル政府は、非常事態宣言を発出し、11月9日0時0分から23日23時59分までの間、感染リスクが高いとされている121市を対象に、公道での人の移動に制限を課す旨発表しました（121市の内訳は末尾リンクをご覧ください。）。

具体的には、平日（月曜日から金曜日）は23時から翌朝5時まで、週末（土曜日と日曜日）は13時から翌朝5時の間、必要最低限の要務（通勤、通院、食料品購入等）以外の外出が禁止されます。なお、同時間帯に通勤のため外出する場合には、雇用主等による証明書を帯同する必要があります。

また、全国的に、職場、交通機関、スポーツ・文化施設等での検温やポルトガル出入国時及び保健・教育機関等での抗体検査の実施が許可されることとなりました（実施そのものについては、保健当局の指示によることとなります。）

在留邦人の皆様におかれましては、上記にご留意の上、引き続き感染予防に努めていただきますようお願いいたします。

（参考）

121市の内訳は以下のリンクの1ページ目をご覧ください。

<https://dre.pt/application/file/a/147415017>

【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+351-21-311-0560

FAX：+351-21-353-7600

Email: consular@lb.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※当館に「在留届」を提出した方で帰国や転居済みの方は、以下のURLから帰国届又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>